

## 議会基本条例検証結果一覧

条		項目	条文の改正	逐条解説の修正	提 言	備考
前文			—	—	—	
第1章（総則）	第1条	目的	—	—	—	
第2章（議会及び議員の活動原則）	第2条	議会の活動原則	不要	不要	不要	
	第3条	議員の活動原則	不要	不要	不要	
	第4条	議長の責務	不要	不要	不要	別途、通年会期制導入に伴う条例改正済。これに伴う逐条解説の修正あり
	第5条	会派	不要	不要	不要	別途、政務活動費の見直し
	第6条	議会改革の推進	不要	不要	不要	別途、通年議会及びオンライン委員会の導入済
第3章（市民と議会との関係）	第7条	情報の共有及び公開	不要	不要	不要	
	第8条	市民参画及び協働	不要	不要	不要	
	第9条	議会報告会	不要	不要	必要	多様な開催方法の検討・試行
	第10条	広報広聴委員会	不要	不要	必要	検討の仕組みの改善に合わせた役割の見直し
第4章（議会と行政との関係）	第11条	市長等との関係	不要	不要	不要	
	第12条	政策等の形成過程の説明要求等	不要	不要	不要	
	第13条	議決事件	不要	不要	不要	当初、総合計画全体を対象とすることを考えたが、拡大の対象が序論と資料編となるため、再検討の結果、修正不要とした。
	第13条の2 (追加)	指定専決処分	改正済	修正	不要	通年会期制の導入に伴う条文追加。12月議会で改正済。これに伴う逐条解説の修正が必要
	第14条	政策立案及び政策提言	不要	不要	必要	政策形成の手順の改善（検討の仕組みの改善）
第5章（議会運営）	第15条	議会運営	不要	不要	必要	議員間討議の活発化。意義やどういう場合に実施するかの研究、全議員の理解、ルール化を含めて研究検討。
	第15条の2 (追加)	通年会期	改正済	修正	不要	通年会期制の導入に伴う条文追加。12月議会で改正済。これに伴う逐条解説の修正が必要
	第16条	委員会	不要	不要	必要	委員間討議の活発化。意義やどういう場合に実施するかの研究、全議員の理解、委員長研修などの機会を捉えてファシリテーション能力の向上
	第17条	会議における質疑応答	不要	不要	不要	別途、総括質疑の申し合わせ
	第18条	政策等の形成	不要	不要	必要	政策形成の手順の改善（検討の仕組みの改善）
第6章（政務活動費）	第19条	政務活動費	必要	修正	不要	1月23日の特別職報酬等審議会を経て、3月議会において市長提案がなされる予定。これに伴う条文改正と逐条解説の修正が必要
第7章（議会の機能強化）	第20条	議会の研修	不要	修正	不要	視察に関連し、「視察で得た知見によって、市に提言すべきものがあれば提言を行う努力をする」と「研修会と同様の目的で視察を行うものとする」旨を、逐条解説に加筆
	第21条	附属機関の設置	不要	不要	不要	
	第22条	交流及び連携の推進	不要	不要	必要	交流研修の開催内容の検討。当市主催の研修における試行
	第23条	議会事務局の体制整備	不要	不要	不要	議長が議会改革特別委員会の設置や、改革担当職員を置くなどの取組を行ったことから、今後も取組を継続し、条例の改正等は見送る。
	第24条	議会図書室	不要	不要	必要	体制整備、先進地の研究（レファレンス機能の向上、議員のニーズ調査）
	第25条	予算の確保	不要	不要	不要	
第8章（政治倫理並びに議員の身分及び待遇	第26条	政治倫理	不要	不要	不要	別途、ハラスマント対応の仕組みづくり
	第27条	議員定数	—	—	別途検討中	
	第28条	議員報酬	—	—	—	R8に2.8%引上げ予定
第9章（最高規範性）	第29条	最高規範性	—	—	—	
第10章（見直し等）	第30条	見直し等	—	—	—	